

Monthly Report

2020年12月号

特集 新しい生活様式と 飲酒運転

今年、コロナの影響で、生活様式にいろいろな変化が生じていますが、飲酒についても同様のようです。三密防止の取組から忘年会が減るなどして、飲酒の機会は減っているように考えられがちですが、人によっては、以前より飲酒量が増えていることもあるようです。今号では、飲酒事故の現状と、新しい生活様式においても、絶対に飲酒事故を起こさない対策を考えましょう。

■ 2007年に厳罰化された道路交通法(運転者本人)

事由	刑罰	違反点数	
酒酔い運転	5年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金	35点	
酒気帯び 運転	0.25mg以上	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金	25点
	0.15mg以上 0.25mg未満		13点

1. 飲酒運転による事故の状況

飲酒運転に関する罰則強化の推移と、事故件数の動向により、飲酒運転を取り巻く現状を確認しましょう。

(1) 法規制の厳罰化

飲酒運転に対する法規制は、右表に示すように、その時々的情勢に合わせて、厳罰化が行われてきました。その結果、事故件数の大きな減少が見られました。

(2) 飲酒事故件数の動向

右は警察庁発表資料※をもとに、2014年から2018年までの各年について、10年前の事故件数に対する、当年の事故件数の比率をグラフにしたものです。

例えば、2018年には「全事故の件数は406,755件 飲酒事故は3,355件」でしたが、2008年の件数は各々「723,613件、6,219件」です。2008年の数値を100とすると、2018年の「全事故の件数は56、飲酒事故の件数は54」となります。

このグラフからは、一旦は大幅に減少した飲酒事故が、2016年を境に増加トレンドに入っていることが窺われます。

※警察庁Webサイト「飲酒運転による交通事故件数の推移」

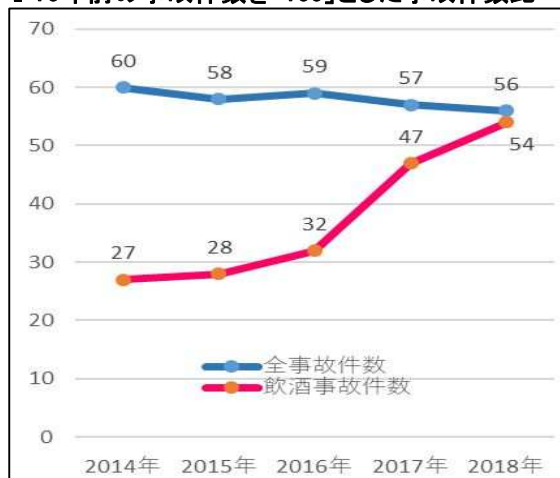
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/img/insyuiiko2.pdf>

(2020.11.19.閲覧) などから当社作成

■ 飲酒運転に関わる罰則強化の推移

施行	改正の概要
2007.9	・飲酒運転および助長行為の厳罰化 (改正道路交通法の施行)
2009.6	・行政処分(違反点数)の強化 (改正道路交通法の施行)
2014.5	・アルコールの影響など悪質な運転に 危険運転致死傷罪を適用 (自動車運転死傷行為処罰法の施行)

■ 10年前の事故件数を「100」とした事故件数比



2. コロナ禍で懸念される飲酒運転のパターン

「新しい生活様式」の定着が進む中で、ある調査では、「自宅での飲酒が増加した」と回答した人が30%を超えていました。自宅での飲酒(家飲み)機会の増加により、次のような飲酒運転のパターンが高まっているおそれがあります。

- ① 飲酒時間が長くなりがち
 - ・自宅で飲酒することから終電の時間を気にする必要もなく、飲酒時間が長くなる。
- ② 酒量が増加する
 - ・家飲みの場合、低廉な費用で飲酒でき、時間も長くなることから酒量が増加する。
- ③ 他人から注意されない
 - ・非接触の日常から、「酒臭い」と二日酔いなどについて、他人から注意されない。

大丈夫だろうと考え運転

3. 飲酒運転リスクを撲滅しましょう

「二日酔い」による飲酒運転は、以下の「飲酒の自己管理」により、その撲滅が可能です。

- ① 翌日運転の予定がある時は、飲酒しない
 - ・翌日、運転をする予定がある時は、基本的に飲酒しない。
 - ・飲酒する場合は、酔いが覚める時間を考慮して、適度の飲酒で止める。
- ◎アルコール1単位が覚めるのに、個人差により3~4時間必要とされています。*

<ご参考>アルコール1単位の分量※

ビール	日本酒	チューハイ	焼酎	ウイスキー	ワイン
500ml	1合(180ml)	350ml	100ml	60ml	2杯(200ml)

※「特定非営利活動法人ASK. アルコールの基礎知識。(株)アスク・ヒューマンケア、2010」をもとに当社作成

- ② 運転前にアルコールが残留していないことを確認する
 - ・酔っているかどうかを自身の感覚で判断するのは危険
- ◎アルコールチェッカーで客観的に判断することを習慣化する。



飲酒の自己管理を徹底し、飲酒運転を撲滅しましょう！



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 <公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp>

SOMPOリスクマネジメント株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1
 <公式ウェブサイト> <https://www.sompo-rc.co.jp>

お問い合わせ先

帝人エージェンシー株式会社 保険部
 〒550-8587

大阪市西区土佐堀1-3-7
 肥後橋シミズビル16階

TEL 06-6459-5100 FAX 06-6459-6045
 E-mail hoken@teijin.co.jp